

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：飯島町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

(棚田等の名称及び範囲)

- ・旧飯島村地域 日曾利棚田
範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・令和6年度まで棚田の保全に取り組む面積を現状維持(24ha)する(継続)。
- ・日曾利棚田において、中山間地域農業農村総合整備事業(以下「ほ場整備事業」という)を、令和3年度から4年度に事業計画を策定し、令和6年度までにはほ場整備事業を認可され、着手する。(新規)

② 担い手の確保

- ・令和6年度までに、新たな担い手として農業法人を設立する。(新規)
農業法人の構成員は、原則として棚田地域内全世帯(40戸)から1人以上とする。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・ほ場整備の推進にあたり、令和3年度までに棚田地域内全世帯(40戸)の農地集積意向の確認を進め、令和6年度までに担い手への集積率を現在1%から目標50%に増加させる。(拡充)
- ・棚田内の鳥獣防護柵(5,400m)の維持管理を行い、令和6年度までに鳥獣被害額を50万円/haから40万円/haに減少させる。(拡充)

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・ほ場整備事業対象農地で自己保全管理地となっている現状(4ha)の農地を令和6年度までに耕起し、耕作地として準備する。(拡充)
- ・令和6年度までに高収益作物の選定等を棚田地域内で検討策定をし、試験栽培を実施する。(新規)

② 自然環境の保全・活用

- ・棚田内に生息する絶滅危惧種「ミヤマシジミ」の保全に向け、保全に必要となる対策を大学等と連携して検討し、令和6年度までに対策を実施する。(新規)

③ 良好な景観の形成

- ・良好な景観は、農業の多面的機能の役割が十分発揮されることが重要であるため、現状3回の棚田周辺の草刈り、水路の泥上げ等の維持管理を5回以上実施し、保全に努める。(継続)

④ 伝統文化の継承

- ・令和6年度までに棚田地域で開催されている盆踊り、かさんぼこ（どんど焼き）、神社の祭典等年間3回のイベント参加者を20名から30名に増加することを目標とし、後継者へ伝統文化の継承をする。（拡充）

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・令和6年度までに棚田における農村交流体験イベントを開催し、田植えや稲刈りなどの農業体験を通して30人以上の交流人口の創出を行う。（拡充）
- ② 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・棚田内のキャンプ場における観光客について現状の年間1万人以上を維持する。（継続）
 - ・令和6年度までに棚田周辺における管理棟・トイレ・駐車場の整備計画を策定し、ほ場整備とともに着手する。（新規）
- ③ 棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - ・令和6年度までに高収益作物を原料とした作物の加工品の開発を企業と連携して選定する。（新規）

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

日曾利地区住民の協働活動として、中山間地域直接支払、多面的機能支払を活用しながら、耕作放棄地の減少と耕作地の維持を図る。

日曾利ほ場整備委員会が中心となり、ほ場整備計画の作成・推進を進める。

- ・担い手の確保

日曾利棚田において、日曾利ほ場整備事業委員会を中心とした集落営農組織としての法人を設立する。

- ・生産性、付加価値の向上

農林水産省の中山間地域農業農村総合整備事業、中山間地域直接支払の棚田地域振興活動加算等の事業を活用し、棚田におけるほ場整備、高収益作物の推進を棚田地域内住民で図り、振興活動を行う。

棚田内の鳥獣防護柵の管理維持等を棚田地域住民で行い、鳥獣による被害を減少させる。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

ほ場整備事業の計画策定に伴う農地の耕作計画を棚田地域内住民で行う。

高収益作物について、法人と連携したブランド化の検討、試験栽培をする。

- ・自然環境の保全・活用

ミヤマシジミの保全活動と農業との共存方法を、東京大学との連携により検討実施をする。

- ・良好な景観の形成

棚田において農地の管理、耕作を継続することにより、農業自然を確保する。
また、コマツナギの管理によりミヤマシジミの飛び交う環境の維持をする。

- ・伝統文化の継承

棚田地域において盆踊り、かさんぼこ（どんど焼き）、神社の祭典等伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田内のキャンプ場と連携した農村交流体験イベントとして田植えや稲刈りなどの農業体験の実施により、関係人口の創出・拡大を図る。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

棚田の保全維持により観光資源である自然景観を維持し、キャンプ場と連携した農業体験イベントの実施を行う。

棚田地域のほ場整備とともに、地域振興に必要な管理棟・トイレ・駐車場等の計画を棚田地域内で検討し、ほ場整備事業を活用する。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

棚田で計画・推進していく高収益作物の加工として、法人・企業と連携し、ワインの開発計画に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の飯島町棚田地域振興協議会の参加者である。

また、同協議会の参加者ではない自然環境保全活動等の研究を行う東京大学や農産物の栽培・加工での連携を行う企業の支援を受け、活動を行う。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

飯島町棚田地域振興協議会は、別紙のとおり、飯島町営農センター、飯島町、飯島町農業再生協議会、飯島町農業委員会、地区営農組合、農業者、飯島町農地水環境保全管理協定運営委員会、地域住民の30名で構成する。

また、同協議会の参加者ではない自然環境保全活動等の研究を行う東京大学や農産物の栽培・加工での連携を行う企業とは、多種職連携を行っていく。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし